

第209回宮城県都市計画審議会議事録

第209回宮城県都市計画審議会議事録

日 時：令和6年5月31日（金）
午後2時から午後3時45分まで
場 所：県行政庁舎4階 特別会議室
(We b 併用)

○次第

1 開 会

2 報 告

第207回宮城県都市計画審議会議案の処理について

第208回宮城県都市計画審議会議案の処理について

3 議案審議（4件）

議案第2403号 石巻広域都市計画区域の変更について

議案第2404号 石巻広域都市計画区域区分の変更について

議案第2405号 気仙沼都市計画区域の変更について

議案第2406号 気仙沼都市計画区域の整備、開発及び保全の方針の変更について

4 その他

5 閉 会

○出席委員

阿留多伎眞人	尚綱学院大学名誉教授
大崎早苗	宮城県指導農業士
内田美穂	東北工業大学工学部教授
玉山直美	弁護士
志水田鶴子	仙台白百合女子大学准教授
千葉琢夫	元宮城県住宅供給公社常務理事
増田 聡	帝京大学・東北大学教授
山田理恵	東北電子産業株式会社代表取締役社長
吉田 朗	東北芸術工科大学教授
前島明成	農林水産省東北農政局長（代理）
山本 巧	国土交通省東北地方整備局長（代理）
細田 正	宮城県警察本部長（代理）
瀬戸健治郎	宮城県議会議員
色川晴夫	宮城県町村議会議長会会長（松島町議会議長）

（以上14名、敬称略）

○審議結果

- ・ 議案第2403号 石巻広域都市計画区域の変更について
 - ・ 議案第2404号 石巻広域都市計画区域区分の変更について
 - ・ 議案第2405号 気仙沼都市計画区域の変更について
 - ・ 議案第2406号 気仙沼都市計画区域の整備、開発及び保全の方針の変更について
- 【議決】** 原案を承認する。

1 開 会

○事務局（久保副参事） ただいまから第209回宮城県都市計画審議会を開催いたします。

（1）会議の成立

○事務局（久保副参事） 議事に入ります前に、委員の改選がございましたので、御紹介いたします。お手元の委員名簿を御覧下さい。宮城県警察本部長の細田 正（ほそだ・ただし）委員です。なお、本日は、代理出席として、交通部交通規制課長の阿部様に御出席いただいております。宮城市長会会長の菅原 茂（すがわら・しげる）委員です。なお、本日は御都合により御欠席されております。また、当審議会において、議案の説明を行う幹事に異動がありましたので、紹介申し上げます。土木部副部長の鈴木 光晴（すずき・みつはる）です。続きまして、土木部都市計画課長の永澤 浩司（ながさわ・こうじ）です。

本日の会議の定足数でございますが、現時点におきまして、代理出席の方を含め、14名の委員の御出席をいただいております。定足数の10名を超えておりますので、都市計画審議会条例第5条第2項の規定により、会議が有効に成立していることを御報告申し上げます。ここで傍聴される方々をお願いいたします。会議の傍聴に当たりましては、お手元に注意事項をお配りしておりますので、遵守いただきますようお願い申し上げます。

次に、Web会議システムで参加されている委員の皆様には3点お願いがございます。1点目、発言者の音声聞き取りやすくなるよう、御発言の時以外は、常にマイクをミュートの状態にしてください。2点目、発言される際は、カメラに向かって挙手いただき、議長が指名するまで、挙手の状態でお待ちください。議長から指名を受けましたら、マイクのミュートを解除し、お名前をおっしゃってから、御発言ください。最後に3点目、各議案の採決に入りましたら、議長の採決の問いかけに対し、ミュートを解除して御異議の有無について御発声ください。御発声の後には再びミュートの状態に戻してください。なお、もし事務局の画面が映らなくなった場合は、復旧するまでそのままお待ちください。

続きまして、本日の配付資料についてですが、Web会議システムで参加されている委員の皆様には、事前に資料を送付させていただいておりますので、そちらを御準備願います。資料は全部で8種類ございます。座席図、委員名簿、議案書、議案書別冊、報告資料、都市計画審議会条例、宮城県都市計画審議会議事運営規則、最後に第208回審議会議事録でございます。

（2）会長の選任

続きまして、今年度は学識経験者の委員改選の時期に当たりますので、新たに会長の選任を行います。なお、学識委員の皆様につきましては、全員再任させていただいております。都市計画審議会条例第4条第1項の規定により、学識経験者の委員の中から、会長を選任することになります。会長専任の議事進行を行う議長についてですが、事務局が仮議長を務めたいと思っておりますが、よろしいでしょうか。

（「異議なし」の声）

○事務局（鈴木副部長） 宮城県土木部副部長の鈴木です。暫時、議長を務めさせていただきます。それでは、会長の選任についてお諮りいたします。先ほどの御説明のとおり、会長は学識経験者の委員の中から専任することとなっております。どなたか、御推薦をお願いいたします。

○千葉委員 これまで会長を務めてこられた増田委員に改めて会長をお願いしてはいかがでしょうか。

○事務局（鈴木副部長） 増田委員に会長を務めていただくのが良いという御意見ですが、他にいかがでしょうか。よろしいでしょうか。推薦された候補者が、増田委員一名のみですので、御推薦のとおり決定するというところで、御異議はございませんか。

（「異議なし」の声）

○事務局（鈴木副部長） 御異議がないようですので、増田委員を会長に選任することに決定いたします。御協力ありがとうございました。次に、会議の議長は、都市計画審議会条例第5条第1項の規定により、会長が行うこととなっておりますので、増田会長、御就任の御挨拶と併せて以降の進行をお願いいたします。

○増田議長 皆様から御推薦をいただき、引き続き会長の任に当たることとなりました、ぜひよろしくをお願いいたします。それでは、本日の議事に入ります前に、都市計画審議会条例第4条第3項の規定により、会長に事故があるとき、または、欠けたときに、会長の職務を代理する者を指名させていただきます。昨年度に引き続き、阿留多伎真人（あるたき・まこと）委員を指名いたしますのでよろしくお願いいたします。

（3）議事録署名人の指名

○増田議長 それでは、本日もよろしくお願い申し上げます。初めに、本日の審議会の議事録署名人を指名させていただきます。大崎早苗委員と瀬戸健次郎委員をお願いいたします。

2 報告（第207回及び第208回宮城県都市計画審議会議案の処理結果について）

○増田議長 続きまして、第207回及び第208回の審議会における議案の処理結果について、事務局から報告願います。

○事務局（永澤都市計画課長） 都市計画課長の永澤と申します。どうぞよろしくお願い申し上げます。それでは、お手元の議案書2ページをお開きください。

ページ上段を御覧ください。前々回第207回審議会におきまして、御審議いただきました議案第2396号「大崎広域都市計画区域の整備、開発及び保全の方針の変更について」につきましては、処理結果に記載のとおり、所定の手続をすべて完了しております。

ページ下段を御覧ください。前回の第208回審議会におきまして御審議いただきました、議案

第2397号「仙塩広域都市計画区域の変更について」、議案第2398号「仙塩広域都市計画区域の整備、開発及び保全の方針の変更について」、議案第2399号「仙塩広域都市計画区域区分の変更について」につきましては、現在、手続中でございます。

また、議案第2400号「仙塩広域都市計画道路の変更について」、議案第2401号「仙塩広域都市計画下水道の変更について」、議案第2402号「仙南広域都市計画道路の変更について」につきましては、処理結果に記載のとおり、所定の手続をすべて完了しております。

以上でございます。

○増田議長 前回までの議案の処理結果について、委員の皆様から何か御質問はありますでしょうか。特段の御意見は無いようですので、以上で第207回及び第208回の審議会における議案の処理状況の報告について、終わりたいと思います。

3 議案審議

○増田議長 続きまして、議案の審議に入ります。本日の議案は、議案第2403号から議案第2406号までの4件となっております。円滑な議事運営に努めて参りますので、御協力をお願い申し上げます。

それでは、議案第2403号「石巻広域都市計画区域の変更について」を議題といたします。事務局から議案の内容を説明願います。

議案第2403号 石巻広域都市計画区域の変更について

○事務局（永澤都市計画課長） それでは、議案2403号「石巻広域都市計画区域の変更」について御説明します。

お手元の議案書4ページをお開きください。宮城県が指定しております、石巻広域都市計画区域を変更するものです。石巻広域都市計画区域は、石巻市、東松島市及び女川町の3市町からなり、区域区分を定めている線引き都市計画区域となっております。「5 変更理由」を御覧ください。東松島市と美里町にまたがる区域において、ほ場整備事業が実施され、行政区域が変更となったため、これらの土地の区域に合わせて都市計画区域を指定及び除外するものです。これらの土地の区域につきましては、5ページの字名一覧表に記載しております。

議案書6ページをお開きください。こちらは今回変更を行う箇所を示しております。左側中程の位置に線で囲んでおります箇所における、ほ場整備事業実施に伴いまして、東松島市と美里町の間で行政区域が変更となりました。

図面下の中央の拡大図を御覧ください。赤色で着色した部分が、美里町から東松島市に編入され、新たに都市計画区域に指定する区域です。黄色で着色した部分が、東松島市から美里町に編入され、都市計画区域から除外する区域です。なお、美里町の当該箇所につきましては、都市計画区域外になります。

また、今回の変更に伴う都市計画区域の面積についてですが、右上の表のとおり、追加される面積が9.2ヘクタール、除外される面積が9.2ヘクタールとなり、面積の増減はございません。

以上で議案第2403号の説明を終わります。よろしく御審議賜りますようお願い申し上げます。

○増田議長 事業の結果、境界が少し整序されていて、都市計画区域に入った部分と除外される部分とで微調整が行われるという案件でした。何か委員の皆様から御意見や御質問があれば、お願いいたします。無ければ、特に大きな問題も無いように思いますので、お諮りしたいと思います。議案第2403号につきまして、原案のとおり承認することに御異議ございませんでしょうか。

(「異議なし」の声)

○増田議長 それでは、御異議ないものと認め、本案については原案のとおり承認することに決定いたします。

【議決】議案第2403号：原案のとおり承認する（賛成14名、反対0名）。

議案第2404号 石巻広域都市計画区域区分の変更について

○増田議長 続きまして、議案第2404号「石巻広域都市計画区域区分の変更について」を議案といたします。事務局から議案の内容を説明願います。

○事務局（永澤都市計画課長） それでは、議案第2404号「石巻広域都市計画区域区分の変更について」御説明いたします。

お手元の議案書7ページをお開きください。議案の御説明に入ります前に、区域区分について簡単に御説明を差し上げたいと思います。今回の変更は、石巻広域都市計画の区域区分を変更するものとなっております。区域区分とは都市計画区域を、すでに市街地を形成している区域及びおおむね10年以内に市街化を図るべき区域と市街化を抑制すべき区域とに区分することを言います。まず、区域区分の都市計画区域の整備、開発及び保全の方針における位置づけを御説明いたします。

お手元の参考資料1ページをお開きください。こちらは、石巻広域都市計画区域の整備、開発及び保全の方針を抜粋したものです。石巻広域都市計画区域では、昭和45年に区域区分を定め、その後7回の見直しを行ってまいりました。都市計画区域において定められる都市計画は、この整備、開発、及び保全の方針に即したものでなければならず、都市計画法に定められております。

現在の石巻広域都市計画区域の整備、開発及び保全の方針は、令和元年5月に改定しており、その中で、「1 区域区分の方針」で示していますように、人口の規模や産業の規模等を定めております。「①人口の規模」については、市街化区域のおおむねの人口が、表の赤の下線のとおり、基準年である平成27年の13万3千人から、令和7年には、12万5千人に減少すると推計しております。「②産業の規模」については、概ねの産業規模を、同じく表の赤の下線のとおり、基準年である平成28年の2,876億円から、令和7年には3,115億円に増加すると推計しております。

参考資料2ページをお開きください。あわせて、議案書9ページもお開きください。「2 区域

区分を変更する場合の方針」においては、計画的な市街地整備の見通しがある区域を「一般保留地区」に位置づけしております。「一般保留地区」とは、整備、開発及び保全の方針に位置づける時点で、関係機関との調整は完了していないものの、事業を行う必要性とおおむねの位置が決まっている地区のことで、今後具体的な開発計画に加え、その計画に基づく関係機関との調整が完了した段階で、市街化区域に編入する地区のことをいいます。今回、区域区分を変更する地区は、議案書9ページに図示した3地区となっております。画面は議案書9ページのA3の総括図になります。

このうち、石巻市西道下地区及び東松島市赤井川前三番地区は、参考資料2ページの赤囲いの一般保留地区に位置付けられており、今般、開発計画に基づく関係機関との協議等が完了し、事業実施が確実となったことから、今回市街化区域に編入するものです。

また、東松島市上福田・蛇沼向地区は、先程の議案2403号で御説明しました、東松島市と美里町の行政区域の変更に伴う、都市計画区域の変更に係り、市街化調整区域への編入及び市街化調整区域からの除外をするものです。

議案書8ページをお開きください。次に、計画書について御説明いたします。「1 市街化区域及び市街化調整区域の区分」ですが、只今御説明しました、石巻市西道下地区及び東松島市赤井川前三番地区を、市街化調整区域から市街化区域に編入し、東松島市上福田・蛇沼向地区を市街化調整区域への編入及び市街化調整区域から除外をするものです。

「2 人口フレーム」には、今回変更後の「都市計画区域内人口」、「市街化区域内人口」、「市街化区域に配分する人口」、「市街化区域編入を保留する人口」を示しております。表の上から2番目右側の12万5千人という値は、令和元年5月に策定した「整備、開発及び保全の方針」における、目標年の市街化区域内人口推計値であり、市街化区域へ区域を編入する都度、その下の「配分する人口」に、編入人口を加算していきます。

なお、今回の3地区は新たな住居系の開発はないため、人口フレームの配分はございません。

次に、「3 変更の理由」ですが、石巻市西道下地区及び東松島市赤井川前三番地区について、その位置及び規模が確定し、関係機関との調整が完了するなど、事業実施が確実となったことから、良好な市街地形成を図るため、市街化区域に編入するものです。

また、東松島市上福田・蛇沼向地区は、ほ場整備事業が実施され行政区域が変更となったため、これらの土地の区域にあわせて、市街化調整区域への編入及び市街化調整区域からの除外を行うものです。

議案書10ページをお開きください。上段に、石巻市西道下地区の計画図を示しております。併せて、参考資料3ページをお開きください。

資料上段の現況写真に赤囲いしている範囲が、市街化区域に編入する区域であり、資料下段は土地利用計画図となっております。

当該地区は、西側に三陸縦貫自動車道の石巻女川インターチェンジ、東側に国道45号、398号が位置し、交通利便性を活かした、商業系の事業が予定されております。

また、地区内には、石巻赤十字病院などの既存施設がありますが、これらを含めて市街化区域に編入するものです。市街化区域への編入面積は約21.1ヘクタールとなっております。

議案書10ページにお戻りください。下段部分に、松島市赤井川前三番地区の計画図を示しております。

参考資料4ページをお開きください。資料上段の現況写真に赤囲いしている範囲が、市街化区域

に編入する区域です。資料下段に土地利用計画図を示しております。

当該地区は、北側に都市計画道路矢本蛇田線、西側に市道川前線に接するほか、J R仙石線の陸前赤井駅が徒歩圏内に位置しています。陸前赤井駅から広がる生活利便性の高い居住地域としての機能を補完するため、商業・医療・福祉系の事業が予定されております。また、地区内にある既存の歯科医院を含めて市街化区域に編入するものであり、市街化区域への編入面積は約1.6ヘクタールです。

議案書11ページをお開きください。東松島市上福田・蛇沼向地区の計画図を示しております。赤色で着色した部分が、美里町から東松島市に編入され、新たに市街化調整区域に編入する区域です。黄色で着色した部分が、東松島市から美里町に編入され、市街化調整区域から除外する区域です。

以上で、議案第2404号の説明を終わります。縦覧の結果、意見書の提出はございませんでした。よろしくご審議を賜りますようお願い申し上げます。

○増田議長 議案第2404号「石巻広域都市計画区域区分の変更について」の御説明がありました。委員の皆様から、御意見、御質問はございますか。

○阿留多伎委員 2点教えていただければと思います。1点目は、東松島市赤井川前三番地区ですが、編入地区の左上の部分について、今回、編入地区に入っていない。一般的に地形、地物や道路境界等で編入区域を決めた方が良いのではないかと思っているのですが、左上部分が除外された理由を教えていただきたいと思っております。

2点目が、都市計画道路の中に一部編入予定区域が入っていますが、この部分が都市計画道路の境界ではなくて、現道の境界にした理由を教えてください。

○事務局（永澤都市計画課長） まず、東松島市赤井川前三番地区でございますが、左側のちょうどL字になっております区域について、既存住宅等の建てられた住宅地となっておりますので、編入予定区域から外している状況です。また、都市計画道路矢本蛇田線につきましては、青線の都市計画道路として決定されておりますが、まずは現道の道路端までを編入予定区域に含めるという形で明示しております。

○阿留多伎委員 この図中左上部分の住宅地の方とは協議等は行われているのでしょうか。

○事務局（永澤都市計画課長） 当然、こちらの編入につきましては、土地の所有者、また、隣接する土地の地権者も含めまして、編入に係る説明を行い、了承いただいている状況でございます。

○増田議長 そうすると、このL字部分にある、写真上で青い屋根のお宅は、市街化調整区域のままであるということよろしいでしょうか。

○事務局（永澤都市計画課長） そのとおりでございます。

- 阿留多伎委員 可能な限り道路境界等で、区域区分をした方が良いと考えられているはずなのですが、わざわざ外した理由というのは、地元の方が市街化区域に編入しないで欲しいと言ったのか、それとも、降って湧いたようなメリットを与えなくても構わないということで外したのか、はっきり分からないのでもう少し詳しく教えていただけないでしょうか。
- 事務局（永澤都市計画課長） 本来であれば、阿留多伎委員のおっしゃるとおり、道路区域界まですべて編入するというのが理想ですが、現在、こちらにお住いの地元地権者の方の編入に際しての意向を汲んで、現状のような形にしたということです。
- 阿留多伎委員 事情は分かりましたが、都市計画としては、地権者の意向で編入の有無を変更するのではなくて、都市にとってどちらが適切かを考えた上で、必要に応じ、地権者の説得や意向反映等すべきであり、できるだけ道路境界等の分かりやすいところで境界を設定した方が良いのではないかと思いますので、意見とさせていただきます。また、2点目の都市計画道路の中に一部編入予定区域が入っている件については、取りあえず現道に合わせたということですが、将来的に矢本蛇田線というのは、あまりまだ高くないということなのではないでしょうか、それとも、近々に整備されるということなのではないでしょうか。近々に整備されるのであれば、計画道路部を市街化区域に編入してしまうと用地買収の際に単価が上昇してしまいますし、建築制限もかかると思うので、計画する道路の境界の方がベターかと思いますが、いかがでしょうか。
- 事務局（永澤都市計画課長） 矢本蛇田線につきましては、青線で示している計画幅実現に向けた計画決定はしているものの、事業スケジュールは未定です。近々に改良が進み、道路幅が広がる計画ではありませんので、まずは現況の道路端までの編入を予定しております。
- 阿留多伎委員 事業スケジュールが未定ということですが、今後、用地買収の際に、この道路に掛かっている部分の土地の評価額が高くなるけれどもやむをえないという判断であると考えてよろしいでしょうか。
- 事務局（永澤都市計画課長） そういったことも想定されますが、青線で示した計画幅については、すでに都市計画決定しており、そういった都市計画決定の状況も地域の方々に説明を行った上で、区域編入を進めております。青色の幅員での計画の事業性がまだ、直近のスケジュール感として、予定が立っておりませんので、お示した区域編入内容で取り組んでおります。当然、地価の高騰等についても想定はしているところではありますが、まずは、この区域での編入ということで考えております。
- 阿留多伎委員 その場合、この道路に係る部分も含めて、容積率ぎりぎり建築物等を建ててしまった場合、用地買収の後、建てた建物が既存不適格になる可能性もあるということですが、それも踏まえて、ここまで市街化区域に編入するという判断であるとしてよろしいでしょうか。
- 事務局（永澤都市計画課長） 今回編入する区域の開発については、都市計画道路の青線の幅に重

複しない形等、十分考慮しながら、建物等を建てる計画と伺っています。当然、阿留多伎委員の御指摘のケースも想定されますので、その辺は地権者に御説明いたしまして、極力不利にならないような開発計画で指導できればと考えております。

○阿留多伎委員 分かりました。

○増田議長 他にいかがでしょうか。総括図を見ると、今回、一画だけ飛び出す形で編入されるということで、いずれ、左右の部分についてもどうするかという議論が出てくる気もします。航空写真を見ると、すでに家が建っている部分もありますし、そこは地元と良く調整し、今後の作業を進めていただければと思います。

○内田委員 東松島市赤井川前三番地区についての現況写真が、9年ほど前の写真ですが、現在もこちらの平成27年の写真のように、この編入区域の大部分が未利用の形で残っていると考えてよろしいのでしょうか。

○事務局（永澤都市計画課長） 御質問の箇所である参考資料4ページの現況写真は、平成27年10月のものであり、約10年前のものであります。ただ、私も実際に現地を今年の4月に確認しており、資料は10年ほど前の写真ではありますが、引き続き更地のような畑が広がっており、空地となっている状況に変わりありませんでした。

○増田議長 他にいかがでしょうか。他に委員の皆様から御意見や御質問が無ければ、お諮りしたいと思います。議案第2404号につきまして、原案のとおり承認することに御異議ございませんでしょうか。

（「異議なし」の声）

○増田議長 それでは、御異議ないものと認め、本案については原案のとおり承認することに決定いたします。

【議決】 議案第2404号：原案のとおり承認する（賛成14名、反対0名）。

議案第2405号 気仙沼都市計画区域の変更について

○増田議長 続きまして、議案第2405号「気仙沼都市計画区域の変更について」を議案といたします。事務局から議案の内容を説明願います。

○事務局（永澤都市計画課長） 議案第2405号「気仙沼都市計画区域の変更について」の御説明に入ります前に、参考資料の訂正の御説明をさせていただきたいと思っております。昨日、委員の皆様にはメールで御連絡させていただきましたが、会議前日で急だったため、訂正の御連絡となったもの

で、この場においても改めて訂正箇所の御説明をさせていただきたいと思ひます。

参考資料1 3ページをお開きください。説明文3行目から5行目にかけて、「土地はあるものの、埋立の竣功認可がなされていないことから、今回、区域の追加を行わなかったもの。」とある文章を、正しくは、「竣功認可がなされているものの、行政区域への編入の手続きが完了していないことから、今回、区域の追加を行わなかったもの。」と訂正させていただきたいと思ひます。よろしくお願ひいたします。

それでは、議案2405号「気仙沼都市計画区域の変更」について御説明いたします。

お手元の議案書1 3ページをお開きください。宮城県が指定しております、気仙沼都市計画区域を変更するものです。気仙沼都市計画区域は、気仙沼市の行政区域の一部からなり、区域区分を定めていない非線引き都市計画区域となっています。

「2 都市計画区域の範囲及び規模」を御覧ください。変更前は4,682ha、変更後が3,858haとなり、824haの減少となります。

「5 変更理由」を御覧ください。東日本大震災後の復興事業による新たな都市基盤の整備や、人口減少などの社会情勢の変化を踏まえ、都市計画基礎調査を実施し、通勤、通学圏などの日常生活圏域の状況、農地転用や新規建築物件数などの土地利用の転換の動向を総合的に分析・評価を行った結果、他法令で保全されている区域の除外や、新たに生じた公有水面埋立地の指定、河川や道路等の地形地物にあわせた区域の変更が必要となったため、見直すものです。また、これらの土地の区域につきましては、14～17ページの字名一覧表に記載しております。

議案書1 8ページをお開きください。気仙沼都市計画区域の変更総括図です。黄色線の範囲が、現在の都市計画区域、赤色線の範囲が、見直し後の都市計画区域をそれぞれ示しております。

参考資料5ページをお開きください。ここからは、参考資料に沿って、都市計画区域見直しに係る検証方法と、変更箇所を地区別にご説明いたします。はじめに、「1 気仙沼都市計画区域の検証」の「(1) 都市的土地利用の検証」についてです。ここでは、「都市計画運用指針」における、「都市計画区域の指定に関する基本的な考え方」に基づき、表1左側の、①土地利用の状況及び見直し、②地形などの自然条件、③通勤・通学等の日常生活圏、④主要な交通施設の設置状況の4つの観点から、都市的土地利用の状況を1点から7点の得点で評価し、都市的土地利用の特性が低いとされた1点、2点の地区を抽出し、見直し候補区域としたものです。

その結果が図1の着色した区域となっております。青色と水色とで1点、2点と示しており、記載の状況となっております。

参考資料6ページをお開きください。次に、「(2) 他法令による土地利用規制の検証」についてです。まず、先ほどの「(1) 都市的土地利用の検証」で抽出された区域のうち、図2において、茶色で示している農業地域と重複している区域を、見直し候補区域から除き、引き続き都市計画区域内に含めることとしました。これは、今後、農地転用により都市的な土地利用が図られる可能性があるためです。その結果を、改めて、見直し候補区域として、図2に赤囲いで示しております。また、国有林の区域は都市的土地利用の可能性が低いため見直し候補区域に追加しました。それを図示したものが、図2の緑囲いで示した区域です。

次に、「(3) 検証結果」についてです。これまでの(1)(2)の検証から、図2で赤囲いと緑囲いで示した区域を最終的な見直し候補区域としました。また、図2で黄色点線AからDで示した見直し候補区域以外の区域については、A・Bは、道路や河川の地形地物に、Cは、ほ場整備事業

により変更となった字界に、Dは、水産加工施設等が立地し、都市的土地利用が図られている公有水面埋立地を新たに都市計画区域に含める等、全体を海岸線にそれぞれ合わせて、都市計画区域界としました。

参考資料7ページを御覧ください。「2 気仙沼都市計画区域変更に係る地区別解説」についてです。図3を御覧ください。今回の見直し箇所等を着色しております。ピンク色の区域が既決定の都市計画区域、黄色の区域が、今回都市計画区域から除外する区域、赤色の区域が、今回都市計画区域に追加する区域を、それぞれ示しています。ここでは、前段の「1 気仙沼都市計画区域の検証」により定めた、都市計画区域の見直し候補区域を、図3の①～⑥の地区に分けて説明いたします。なお、基本的な都市計画区域界の設定に当たっては、現地の土地利用等を踏まえ、はじめに【道路や河川といった地形地物】、次に【国有林等の森林地域との境界】を検討し、どちらにも寄り難い場合は、【字界等】により整理をしました。

参考資料8ページをお開きください。地区別の説明に入る前に、図の凡例について、8ページを用いて御説明いたします。

図4を御覧ください。先ほど御説明しましたとおり、ピンク色の区域が既決定の都市計画区域、黄色の区域が、今回都市計画区域から除外する区域、赤色の区域が、今回都市計画区域に追加する区域を、それぞれ示しています。それら着色部分を、黒実線で囲っている範囲が、変更前の都市計画区域、黒の一点鎖線で囲っている範囲が変更後の都市計画区域でございます。

図5を御覧ください。黒実線で示しておりますのが、変更前の都市計画区域、黒の一点鎖線で示しておりますのが、変更後の都市計画区域、緑色でハッチングしておりますのが、国有林の区域でございます。また、右下に小さく該当位置を赤で囲んで示しておりますので、御確認願います。

それでは、地区別の説明に入ります。「①鹿折地区東部」についてです。

当該地区は、図5のとおり、三陸縦貫自動車道東側の一帯は、国有林を主とした山林の土地利用がなされていることから、図4の黄色塗りのとおり、国有林を主とした山林部分を都市計画区域から除外するとともに、地形地物である三陸縦貫自動車道の道路中心を都市計画区域界としました。

参考資料9ページを御覧ください。「②鹿折地区北部」についてです。図7のとおり、東中才地区、西中才地区、三陸縦貫自動車道北側については、国有林を主とした山林の土地利用がなされていることから、図6の黄色塗りのとおり、国有林を主とした山林部分を都市計画区域から除外するとともに、A、B区間を、地形地物である道路端を都市計画区域界としました。なお、A区間の道路端については、都市的土地利用がなされている用途地域の境界と一致しているものです。

参考資料10ページをお開きください。「③気仙沼地区」についてです。当該地区は、図9のとおり、国有林を主とした山林の土地利用がなされていることから、図8の黄色塗りのとおり都市計画区域から除外するとともに、都市公園である安波山公園及び大岩井山地区周辺の集落を含めたラインに見直し、赤塗りのとおり都市計画区域に追加しました。また、都市計画区域界は、図8のA区間は、国有林との境界としました。この他、図8のB、C区間のとおり、境界が不明瞭な部分を、字界に一致させました。なお、C区間は、都市的土地利用がなされている用途地域界と一致しているものです。

参考資料11ページを御覧ください。「④西側縁辺部」についてです。当該地区は、図11右上の九条地区に集落や都市施設であるごみ焼却場、田中地区に都市施設である汚物処理場、右下の牧沢地区に市営住宅や集落があることから、それらを都市計画区域内に含めるように、図10のA、

C区間は、地形地物である道路端を、B区間は、地形地物に寄り難いため、字界等を、それぞれ都市計画区域界としました。

参考資料1 2ページをお開きください。「⑤松崎大萱地区西部」についてです。図1 3のとおり、当該地区は、一帯が、一部国有林を含む山林としての土地利用がなされていることから、図1 2の黄色塗りのとおり、都市計画区域から除外するとともに、B区間は地形地物である道路端を、A区間は地形地物に寄り難いことから、字界等を、それぞれ都市計画区域界としました。

参考資料1 3ページを御覧ください。「⑥海岸線」についてです。当該地区は、都市的土地利用が図られている公有水面埋立地を新たに都市計画区域に含め、海岸線を都市計画区域界としました。なお、図1 4の北側の都市計画区域に含まれていない白抜きの区域は、竣功認可がなされているものの、行政区域への編入の手続が完了していないことから、今回、区域の追加を行わなかったものです。

以上で議案第2 4 0 5号の説明を終わります。よろしく御審議賜りますようお願い申し上げます。

○増田議長 ただいま事務局から議案第2 4 0 5号について説明がありました。委員の皆様から、御意見、御質問等ございますでしょうか。では、委員の皆様からの御質問等の前に、私から、一つ確認させてください。今回、大きな面積が移動するということですが、これが設定された時期は、都市計画法が制定された昭和4 3年の際にすでに決定されていたということなのでしょうか。それとも、どこかの段階で拡大したものを元に戻すのか、過去の経緯をお話いただくと理解が進みやすいかと思います。

○事務局（永澤都市計画課長） これは当初の決定のまま、現在まで来ております。我々といたしましても、以前から見直しが必要な区域と考えてきていたところがございます。今回、この後に御説明させていただきます都市計画マスタープランを変更するタイミングに合わせまして、区域界についても見直しを行ったというところがございます。

○増田議長 復興事業も終わって、新市街地の拡大も、もう恐らく見込めないということなのかと思います。

○千葉委員 都市計画区域を縮小した区域の中に、下水道の処理区域などの他の都市計画がすでに定められており、今回、区域を縮小したことによって何か影響が発生しないのか伺いたいと思います。

○事務局（永澤都市計画課長） 今回の区域の縮小に関しまして、用途区域については、優先して残すことにしており、そこを境界として都市計画区域を変更している形になります。下水等の施設についても、今回の縮小した区域に関する影響等が生じないように配慮しております。

○千葉委員 もう一点よろしいでしょうか。今回、都市計画区域を、地形地物界等になるように整理・変更するというようなことは、規制をはっきりさせる意味では非常に有意義であると思いますが、都市計画区域の中に入っているか、外れているかということで、建築規制上、大きな差が生じると思います。その際に、三陸縦貫道のような道路専用自動車道であれば、沿道利用はほとんど考えら

れないことから、あまり問題はないかと思いますが、例えば、鹿折の北部など、通常道路の道路端を都市計画区域境にしている場合、都市計画区域外と区域内で、道路を挟んで規制に大きな差が出てくる事態が考えられます。例えば、河川境などのような現地の地形等や開発内容によってあまり問題にならないということであればいいですが、これから都市計画区域を設定する際に少し留意いただければと思います。

○事務局（永澤都市計画課長） 今、千葉委員から御指摘いただきました点について、当然、都市計画区域の境を決定することは、いろいろな影響や規制に関係してきますので、見直しに当たっては地元の地権者等に対し、きちんと御説明やお話を行いながら進めてまいりました。とはいえ、そういった開発等々への影響はありますので、事務局といたしましても御意見を受けて、引き続き、きちんと対応して参りたいと思います。

○阿留多伎委員 いくつか御質問があります。一つ目は、三陸縦貫自動車道を区域境にしているということですが、それを道路中心にした理由を教えてください。道路中心であると、後々、統計を取る際に少々手間が増える、道路端にした方が地方交付税の算定の際の土地評価が少し高くなる等が考えられる中で、敢えて道路中心にしたのはなぜでしょうか。

○事務局（永澤都市計画課長） 三陸縦貫自動車道の中心部分を区域界にした理由ですが、一般的には道路端や計画幅員端などを区域の境に設定いたします。ただ、三陸縦貫自動車道につきましては、山を切り崩して道路を通したり、橋梁により地形を結ぶなど、山や海を横過するものであり、さまざまな土地の高低差に応じた道路構造となっております。そのため、道路端を都市計画区域界に設定いたしますと、例えば、雨水側溝の露出している法尻の部分や橋梁の部分、山を切った部分など道路端がまちまちになりますので、今回は、道路中心線を区域界として整理しております。我々としていたしましても、この部分はいろいろと議論を行った上で、今回、お示しした道路中心線という整理をしており、例えば、他の水路端や一部の道路端においても、その中心線に区域界を設定している事例は見受けられます。

○阿留多伎委員 例えば、用途地域が決まっているところは、ほぼ市街化している場所であることから、あまり複雑な地形になっていないため、その場合、道路端でもいいのではないか等、感じたりいたしますが、承知いたしました。二つ目の質問ですが、大島に架橋が整備されたので交通量も増加すると思いますが、その道路部分が都市計画区域から外されてしまっております。沿道利用が今後見込まれるのではないかと思われますが、それも考慮に入れた上で、都市計画区域外での沿道利用で構わないと整理したということでしょうか。

○事務局（永澤都市計画課長） 大島につきましては、震災復興以降、大島架橋も完成し、道路や橋梁、前後の取り付け道路の整備が完了しております。沿道につきましても阿留多伎委員のおっしゃるとおり、さまざまなターミナルや大島側の公園などの沿道利用がなされ、観光客により賑わっているという状況ですので、ここはあくまで、メインは国有林などの森林の部分についての整理であり、また一方で、道路もできて沿道利用もある程度進みつつある森林の区域も多数あるということ

で、今回、区域から外すことにいたしました。

○阿留多伎委員 結局、都市計画のコントロール外になるので、水道等の話が出て自由にお願いますという対応になるという理解でよろしいでしょうか。

○事務局（永澤都市計画課長） 都市施設等々は、その都度、決定して進めていけますので、そういったもので対応可能かと考えております。

○阿留多伎委員 せっかくポテンシャルが上がったのに、都市計画区域外に外れてしまうのは惜しいなと思ひまして質問させていただきました。三点目の質問ですが、今回、鹿折北地区について、用途地域界を都市計画区域界にするということですが、個々の地区よりも北側については、市街化が進んだり、建築物が建築されたりは道路沿いではしていないのか教えていただけないでしょうか。

○事務局（永澤都市計画課長） 当該地区の北側部分に関しましては、参考資料の9ページを御覧いただきたいのですが、図6の赤色の部分が、既決定分で残す部分であり、黄色が廃止とする部分になります。上下で分かれている形ですが、この外した区域内で一部住宅が含まれる部分もございます。ただ、住宅地としてすでに概成しており、また、ちょうど用途地域の地域端と道路端が一致しているため、お示した区域で都市計画区域を定めております。

○阿留多伎委員 それは、鹿折北地区からさらに北側に何か無秩序な開発が行われる可能性はないと判断したということでしょうか。

○事務局（永澤都市計画課長） 今回の見直しでは、既存市街地の抽出や将来の市街地の抽出などの検証指標を用いて見直しを行っております。その指標を抽出した結果、既存の都市計画区域内での人口密度が9人/haに満たない地域であれば、一部そこを除外するというように、検証を行いながら見直しを行っております。従いまして、今回、都市計画区域から除外した黄色の部分については、今後開発が進むというような見込みは想定されにくいと考えております。

○阿留多伎委員 分かりました。最後に参考資料13ページの海岸線の部分について、図があります。説明の三行目に「図14の北側の都市計画区域に含まれていない白抜きの区域」とありますが、これは図15の真ん中上にある一点鎖線で囲まれていないけれども土地ができていない部分と考えてよろしいでしょうか。

○事務局（永澤都市計画課長） そのとおりです。図15が若干古いものを明示してしまっておりましたので、そのように埋立てになっていると御理解願います。

○阿留多伎委員 図14では、白抜きの枠で囲まれているのかと思っておりました。少し白抜きの記載が分かりにくかったので、違う表記をしていただけると分かりやすいかと思ひます。また、ここで言う白抜きの部分は将来、都市計画区域に編入する予定はあるのでしょうか。

○事務局（永澤都市計画課長） この白抜きの部分は、竣功認可までは終わっていますが、行政区域への編入はまだ終わっていないという状況です。今後、当該地については、行政区域への編入が予定されていることから、他の案件との兼ね合いもありますが、行政区域への編入が終われば、都市計画区域への編入を行うことになると思われま

○阿留多伎委員 分かりました。今、都市計画区域への編入を行うと海面上を編入してしまうという理解でよろしいでしょうか。

○事務局（永澤都市計画課長） 御認識のとおりです。

○増田議長 確認ですが、参考資料5ページの図1において、1点から7点までの7段階で評価したとあります。都市的土地利用の特性が低い1点及び2点の地区については、着色されていますが、3点から7点の地区については、他に明示された資料があるのでしょうか。

○事務局（永澤都市計画課長） 参考資料5ページの図については、1点及び2点の明示のみに留めておりましたが、3点以上の状況の箇所についても、色分けを行っている資料がございます。

○増田議長 先ほど、阿留多伎委員から鹿折北部の道路沿道について御質問がありましたが、当該部分について参考資料5ページには着色がありませんでしたので、気になった次第でした。いずれ1点及び2点の地区について除外の候補に挙げるということでしたので、これはこれで納得いたしました。他に御意見や御質問はありますでしょうか。特に御意見や御質問が無ければ、お諮りしたいと思います。議案第2405号につきまして、原案のとおり承認することに御異議ございませんでしょうか。

（「異議なし」の声）

○増田議長 それでは、御異議ないものと認め、本案については原案のとおり承認することに決定いたします。

【議決】議案第2405号：原案のとおり承認する（賛成14名、反対0名）。

議案第2406号 気仙沼都市計画区域の整備、開発及び保全の方針の変更について

○増田議長 続きまして、議案第2406号「気仙沼都市計画区域の整備、開発及び保全の方針の変更について」を議案といたします。事務局から議案の内容を説明願います。

○事務局（永澤都市計画課長） それでは、議案第2406号「気仙沼都市計画区域の整備、開発及び保全の方針の変更について」を御説明いたします。

お手元の議案書20ページを御覧ください。はじめに、「2 変更理由」について御説明します。東日本大震災後の復興事業完了後の人口減少社会に対応した「集約型都市構造」及び「新・宮城の将来ビジョン」に掲げる「富県宮城」の実現を目指すとともに、激甚化する災害に対応したまちづくりを推進するため見直すものです。

議案書別冊の「気仙沼都市計画区域の整備、開発及び保全の方針（案）」を御覧ください。

「1ページ」をお開き願います。こちらのページから、赤線でアンダーラインを引いている部分を中心に御説明をしていきたいと思います。

「広域気仙沼・本吉圏におけるまちづくりの基本的考え方」についてです。東日本大震災からの復旧・復興による整備がおおむね完了したことから、今後は、新たな都市基盤での地域振興を図り、人口減少社会に対応した集約型都市構造の実現を目指します。また、三陸沿岸道路による他圏域との連携強化や交流人口の拡大、本圏域の特徴でもある三陸復興国立公園等の豊かな自然環境の維持・保全を図ってまいります。これらを踏まえ、「自然災害に強い集約型のまちづくりの推進」、「水産業をはじめとする地域産業の振興・活性化」、「2ページ」に続きまして「本圏域の骨格を形成する道路ネットワークによる他圏域との連携強化」、「豊かな自然環境、自然風景の維持・保全」の4つの都市づくりの基本的考え方に基づき、本圏域の整備、開発及び保全を行ってまいります。

「3ページ」を御覧ください。「1. 都市計画の目標」についてです。「① 目標年次」は、おおむね20年後の令和22年としております。「② 都市計画区域の範囲及び規模」は、気仙沼市の行政区域の一部である3,858ヘクタールとしております。また、「都市計画区域のおおむねの人口」は、目標年の令和22年には約27,700人になると想定しております。

「4ページ」をお開きください。「(2) 都市づくりの基本方針及び将来像」についてです。下段の枠囲みの4点を、都市づくりの基本方針として、本区域の将来像を「人と自然が共生し活力と安心感のある都市の形成」としております。

「5ページ」を御覧ください。気仙沼都市計画区域における将来の都市構造を示したものです。

赤色の丸で示した気仙沼地区の幹線道路沿道やBRT駅周辺を「中心商業業務拠点」、紫色の丸で示した気仙沼湾周辺を「観光交流拠点」、青色の丸で示した南気仙沼地区などを「水産加工産業拠点」としてそれぞれ位置づけます。また、三陸沿岸道路を、他都市間を結ぶ「広域連携軸」、国道45号やBRT路線などの主要幹線道路と鉄道を、都市圏内の「圏域連携軸」、主要幹線気仙沼本吉線などの幹線道路を都市内の「生活軸」としてそれぞれ位置づけます。凡例の下方部になりますが、土地利用については、薄い橙色線で囲んだ地域を「市街地ゾーン（用途地域内）」、黄色で着色した地域を「田園・集落共生ゾーン」、緑色で着色した地域を「自然環境保全・活用ゾーン」としてそれぞれ位置づけます。

「8ページ」をお開きください。「2. 区域区分の決定の有無」についてです。本区域では、都市規模が小さく、人口が減少すると予測され、無秩序な市街地拡大のおそれが低いことと、関連法令により自然環境の保全が図られていることから、引き続き区域区分を定めないものとしております。

「9ページ」を御覧ください。「3. 主要な都市計画の決定の方針」の「(1) 土地利用に関する主要な都市計画の決定の方針」についてです。気仙沼地区の被災市街地復興土地区画整理事業により再整備された市街地では、用途地域や地区計画を活用した適切な土地利用の誘導を図りながら、

良好な市街地の形成を図るとともに、防災集団移転促進事業等により高台移転した住宅市街地では、周囲の自然と調和した良好な住環境の形成を図ります。また、人口減少社会に対応した集約型都市構造の実現に向け、行政や経済の中枢を担う都市機能については中心商業業務拠点での立地の維持、機能強化を図ります。一方、市街地の周辺においては、土砂災害警戒区域等を中心に、各法令の規制内容に応じて開発を抑制してまいります。

「11ページ」をお開きください。「(2) 都市施設の整備に関する主要な都市計画の決定の方針」についてです。「1) 交通施設」については、既存施設の有効利用や土地利用との整合を図りながら、自動車専用道路や国道、県道等の本区域の骨格を形成する道路と、それに接続する都市計画道路を活用し、総合的な交通ネットワークを形成します。また、鉄道やBRTの他、路線バスや循環バス等の多様な公共交通が役割を分担し、連携・補完しながら一体的に機能する公共交通体系の整備により、誰もが移動しやすい集約型都市構造であるコンパクト・プラス・ネットワークの実現を目指します。「2) 下水道」については、耐用年数が経過した施設については、改築・更新や施設の耐震化などを図るとともに、汚水の処理については、宮城県生活排水処理基本構想に基づき、公共下水道及びその他の下水道類似施設等の汚水処理施設を組み合わせ、整備するとともに、公共下水道事業計画に基づき、効率的な施設整備を行ってまいります。また、雨水の処理については、近年の降雨状況を踏まえて、雨水幹線等の整備による内水対策の推進を図ります。「3) その他の都市施設」については、汚物処理場やごみ焼却場等の都市施設は、都市生活を支える重要な施設として、計画的な維持、管理を図り、特に周辺の居住環境や自然環境との調和に留意いたします。「(3) 自然的環境の整備又は保全に関する都市計画の決定の方針」についてです。本区域の優れた自然環境や、復興事業等により整備した公園・緑地等を保全し、人と自然が共生する安らぎのあるまちづくりを目指します。

「13ページ」を御覧ください。「(4) 防災に関する都市計画の決定の方針」についてです。近年多発する大型台風や集中豪雨に対して、砂防事業、下水道の強化や河川改修等を推進するとともに、流域全体で水害を軽減させる治水対策である「流域治水」を推進します。また、ハード対策とともに、ソフト対策として、東日本大震災の被害の実状と教訓の伝承等による地震・津波に対する防災意識の醸成に加えて、台風や豪雨時における迅速な避難情報発令、立地適正化計画の検討と合わせた土地利用の誘導等、防災・減災の取組に努めてまいります。

「15ページ」をお開きください。これまで説明申し上げてきた主要な都市計画の決定の方針を総括した付図を示しております。

以上で議案第2406号の説明を終わります。縦覧の結果、意見書の提出はございませんでした。よろしく御審議賜りますようお願い申し上げます。

○増田議長 事務局から、議案第2406号「気仙沼都市計画区域の整備、開発及び保全の方針の変更について」の説明がありました。御意見や御質問等ありますでしょうか。

○千葉委員 別冊資料5ページの都市の将来構造の図面において、浦島大島 IC から大島波板線の部分に田園・集落共生ゾーンがありますが、予定する都市計画区域の外側に少しはみ出しているのではないかと思います。今回、都市計画区域の変更が行われますので、今一度、図について確認をしていただければと思います。

○事務局（永澤都市計画課長） 御指摘のとおりだと思います。精査を行いまして、修正ありましたら、次回の審議会でお示ししたいと思います。

○増田議長 もう一度、事務局側で確認していただくということですが、都市計画マスタープランなので、都市計画区域外の記載は、あり得るのかどうかということだと思います。

○事務局（永澤都市計画課長） いま、千葉委員から御意見がありましたとおり、都市計画区域の外側に着色されておりますので、ここの部分については、着色を外すのか、残して構わないのかも含めて精査をさせていただきたいと思います。

○増田議長 委員の皆様から他に御意見が無いようであれば、図の記載の方法については、精査し必要ならば修正の上、対応するというので、処理をしたいと思います。

○阿留多伎委員 別冊の資料の中で、分かりにくい部分がありましたので、参考資料等で何か対応していただければと思うのですが、一つは都市計画道路というか、「生活軸」という部分での記載の中で道路がいくつか挙がっているのですが、道路の名称のみではどの部分の道路か分からないので、道路の位置図のようなものが頂けると助かると思いました。また、別冊の11ページ「交通施設の都市計画の決定の方針」の「①基本方針」の中に、「防災集団移転促進事業等による丘陵部における新たな住宅団地等での暮らしに対応する」とあるのですが、防災集団移転促進事業が、別冊で示されている図の中でどこにあるか分からないので、防災集団移転促進事業等の住宅団地の位置図も示してもらえると良いと思います。別冊13ページにおいても「（4）防災に関する都市計画の決定の方針」の「② 地震・津波対策に関する方針」の「i 防災拠点施設」とあり、4つ拠点が挙げられておりますが、図中に記載がありませんので、これらの場所が分かる資料も参考資料等でお示しいただければありがたいと思います。

○事務局（永澤都市計画課長） 御意見のとおり、分かりづらい箇所もございましたので、今の御指摘をまとめまして、図面や参考資料により位置図や道路が分かる資料を、後ほど、御提示したいと思います。

○増田議長 他にいかがでしょうか。それでは、御意見は出尽くしたように思われますので、お諮りしたいと思います。議案第2406号につきまして、原案のとおり承認することに御異議ございませんでしょうか。

（「異議なし」の声）

○増田議長 それでは、最後に追加の資料説明の話もございましたが、それは後程、皆様に御紹介するというので、本案については、御異議ないものと認め、原案のとおり承認することに決定いたします。

【議決】議案第2406号：原案のとおり承認する（賛成14名、反対0名）。

○増田議長 審議案件は以上でございますが、事務局から他に何かあればお願いします。

○事務局（永澤都市計画課長） 事務局から前回審議会での御説明に関し、補足説明をさせていただきたいと思っております。令和6年3月21日に開催いたしました前回審議会の議案第2398号「仙塩広域都市計画区域の整備、開発及び保全の方針の変更について」の事務局説明に関して、橋本委員から2点確認を求められておりました。橋本委員は、本日、急遽欠席となりましたが、事務局といたしましても、審議会の委員の皆様を含めまして、補足で御説明すべきと判断いたしましたので、この場をお借りいたしまして、御説明させていただきます。

スライドも後ほど御用意いたしますが、1点目は「市街化区域予定地区について、素案に記載の140haと新聞報道で確認している面積とで大きく乖離がある。一般保留地区において市町村毎に何地区何haを考えているのか確認したい」というもの、2点目は「仙台東道路について、『概ね10年以内に実施することを予定する主要な事業』に位置付けられていないが、一方で国土交通省仙台河川国道事務所はそのようなことを記載しており、仙台東道路の進捗状況と、宮城県としての考え方について伺いたい」という内容でした。

以上の2点について、この場で補足の御説明をさせていただきます。

まず、1点目ですが、市街化区域編入予定地区についての事務局回答と新聞報道との計数の乖離について御説明いたします。

前回審議会の中で、市街化区域編入予定地区について事務局より「9地区、合計面積約140ha」とご説明しましたが、これは、市街地形成の必要性、およびその位置と規模の妥当性が整理され、かつ事業着手の確実性が担保された「即時編入地区」と、市街地形成の必要性、およびその位置と規模の妥当性が整理された「特定保留地区」の合計をお示ししたものでした。なお、「一般保留地区」につきましては、市街地形成の必要性は認められるものの、その位置や規模の妥当性、事業の確実性が担保されていないことから、地区名、面積等の詳細は公表しない取扱いとしており、「整備、開発および保全の方針」の素案に記載の程度の表現に留めております。右側下の赤囲いの部分になります。

この説明に関しまして、橋本委員から、令和5年11月12日の河北新報の朝刊で新聞報道された「400ha市街化編入案了承」、また、令和6年1月9日に河北新報の朝刊で新聞報道された「工業団地200万平方メートル造成へ」で示された面積と乖離するとの御指摘をいただきました。

まず、400haの市街化編入案の新聞記事については、新聞社による市町への取材に基づくものであり、記事によると、住居系の「特定保留地区」と「一般保留地区」の合計面積で、このうち「特定保留地区」の面積は約123haとされています。これは、スライドでお示ししている「市街化区域編入予定地区」の表の住居系の面積を足し合わせた面積123.1haのことで、前回お示した140haの内数となっております。

また、富谷市の工業団地200haについては、「即時編入地区」、「特定保留地区」のいずれにも含まれておらず、新聞報道から「一般保留地区」と推察されます。このため、今後、関係機関との調整を経て、市街化区域編入の条件を満たした時点で、当審議会に付議し、その際に詳細につい

て御説明していきたいと考えております。

次に2点目、仙台東道路の進捗状況と宮城県としての考え方について、御説明いたします。

仙台東道路につきましては、国において、令和2年2月に開催された社会資本整備審議会道路分科会東北地方小委員会で計画段階評価についての審議がなされ、ルートの起終点が示されております。スライドに示しておりますのは当時の小委員会の資料になりますが、こちらに起終点が示されております。また、令和5年度には、国土交通省東北地方整備局仙台河川国道事務所において、「仙台都市圏幹線道路整備計画検討業務委託」を発注し、概略ルート及び道路構造の検討を実施していると伺っております。

なお、令和3年7月に国土交通省東北地方整備局が策定いたしました「東北地方新広域道路交通計画」がございます。この計画は、令和3年度を初年度としまして、おおむね20年から30年を対象としており、仙台東道路も高規格道路の「調査中」路線として位置が示されております。スライド図面の上の部分アップで示してございますが、その位置のみ丸印で示されているという状況です。ただし、具体的な整備時期等につきましては、示されておられません。従いまして、仙塩広域都市計画区域の整備、開発及び保全の方針の「おおむね10年以内に実施することを予定する主要な事業」に位置付けてはおりませんが、今後、計画が具体化した際には、当審議会でご説明させていただきたいと考えております。御説明は以上です。

○増田議長 ありがとうございます。残念ながら今日は橋本委員がいらっしゃらないので、直接の受け答えはできませんが、他の委員の皆様にも御説明をしたいということで今回、この御報告になったということのようです。御意見を求めるものではありませんが、委員の皆様から何かございましたら、御発言をお願いします。いかがでしょうか。

特に御意見は無いようなので、以上で、本日の会議は終了したいと思います。

○事務局（久保副参事） 以上をもちまして、第209回宮城県都市計画審議会を終了いたします。次回の開催日程につきましては、後日改めて御連絡を申し上げます。本日はありがとうございました。

令和6年5月31日（金）午後3時45分 閉会